

滋 病 防 第 4 4 号
令和 5 年 (2023年) 6 月 20 日

各関係機関の長 様
各病害虫防除推進員 様

滋 賀 県 病 害 虫 防 除 所 長
防除情報第 7 号の送付について

このことについて、下記のとおり発表したの送付します。

◆
令和 5 年度防除情報第 7 号

令和 5 年 (2023年) 6 月 20 日
滋 賀 県 病 害 虫 防 除 所

**本田での葉いもちの発生が平年より早く確認されています。
早期の葉いもち対策に努めましょう！**

対象作物：イネ
病害虫名：葉いもち

葉いもちに感染しやすい気象条件が生じたかを推定するイネいもち病発生予測システム (BLASTAM) によると、6 月上旬以降、いもち病の感染好適日が県内各地で断続的に出現しています (表)。また、本田での葉いもちの発生が、平年 (6/23) と比較して 8 日早く (6/15) 確認されました。

葉いもちは穂いもちの伝染源となるため、いもち病が発生しやすいほ場 (育苗箱施薬剤を施用していないほ場、日当たりや風通しの悪いほ場等) を中心に見回り、必要に応じて防除しましょう。なお、薬剤の使用にあたっては、[県農作物病害虫雑草防除基準](#)を参照してください。

防除上注意すべき事項

- (1) 余剰苗周辺から発生しやすいので、余剰苗を早急に処分する。
- (2) ほ場をよく見回り、発生を認めたら薬剤を散布する。なお、例年いもち病の発生が多いほ場では、発生前に粒剤を散布する。
- (3) 育苗箱施薬または移植時の側条施用により薬剤を施用した場合、葉いもち防除の必要性は低い。この場合でも発生を認めたら薬剤を散布する。
- (4) 耐性菌を生じやすいので、穂いもちの防除も考慮して同一グループ薬剤の連用を避ける。

表 BLASTAMによる葉いもち感染好適日の判定結果

		今津	長浜	米原	南小松	彦根	東近江	大津	信楽	土山
6月6日	火	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6月7日	水	○1	○4	-	○1	●	-	●	○4	○4
6月8日	木	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6月9日	金	-	-	-	-	-	○1	-	?	-
6月10日	土	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6月11日	日	●	-	-	●	●	○4	●	○1	-
6月12日	月	-	●	-	-	○4	-	-	-	-
6月13日	火	-	-	●	-	-	-	-	○4	●
6月14日	水	-	●	-	-	-	-	-	-	-
6月15日	木	-	-	-	-	●	●	-	●	-
6月16日	金	-	-	○4	-	-	-	●	-	-
6月17日	土	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6月18日	日	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6月19日	月	-	-	-	-	-	-	-	-	-

[JPP-NET版BLASTAMの判定結果の指標]

- : 好適条件 (湿潤時間中の平均気温が15~25℃であり、湿潤時間が湿潤時間中の平均気温ごとに必要な時間を満たし、当日を含めてその日以前5日間の日平均気温の平均値が20~25℃の範囲にある。)
- 1: 準好適条件 (湿潤時間は10時間以上であるが、前5日間の平均気温が20℃未満)
- 2: 準好適条件 (湿潤時間は10時間以上であるが、前5日間の平均気温が25℃以上)
- 3: 準好適条件 (湿潤時間は10時間以上であるが、湿潤時間中の平均気温が15℃~25℃以外)
- 4: 準好適条件 (湿潤時間が湿潤時間中の平均気温ごとに必要な時間数より短い)
- ?: 判定不能

BLASTAMとは、気象庁のアメダスデータを用いてイネの葉面湿潤時間を算出し、葉いもちに感染しやすい気象条件が生じたかを推定するモデル。

お問い合わせ先：滋賀県病害虫防除所
 TEL:0748-46-4926 FAX:0748-46-5559
 Email:GC70@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。